

広島県告示第七七十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年八月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

1 農地中間管理権の設定

農地中間管理権の設定をする者 氏名又は名称	住 所	農地中間管理権の設定をする土地 所 在	面積（㎡）
山手 訓治	尾道市	尾道市御調町津蟹字国光沖二 〇八番ほか二筆	三、五四〇

2 賃借権の設定等

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
農事組合法人いまつの	尾道市	尾道市御調町津蟹字国光沖二 〇八番ほか二筆	三、五四〇

二 認可年月日

令和六年八月十四日